

# パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「藤枝市空き家等対策計画（第2次）」（案）
「藤枝市空き家等対策計画（第2次）」（案）に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

## パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	2 人
(2) 提出された意見の数	6 件

## 意見の反映状況

(1) 反映した意見	1 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	2 件
(3) 今後の参考とする意見	0 件
(4) 反映できない意見	0 件
(5) その他（質問含む）	3 件

## 意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	【4ページ 図表3について】 静岡県16.4%の空き家率に比べて、11.8%とだいぶ良いが7,000戸弱もあると初めて知った。	空き家率は、県や周辺市町と比較して低い数値を示していますが、増加傾向にあります。そのため、本計画に基づき総合的かつ計画的に空き家対策を推進してまいります。 なお、平成30年住宅・土地統計調査で集計された6,980戸の空き家数については、アパートやマンションなどの共同住宅における空き住戸を含んでいますが、本計画は管理不全となる恐れがある一戸建ての住宅を対象としており、市独自で行った実態調査では540戸の空き家を確認しています。	その他
2	【5ページ 図表4について】 売却用の住宅が330戸は少ないと感じたが、5年前と比べると3倍以上になっている感覚はあてにならないと感じた。	売却用の住宅（空き家）の増加については、25ページ（3）空き家の活用及び流通に対する助成ににある「空き家活用・流通促進事業」等により空き家の利活用を促進し、移住・定住の拡大につなげていきます。	その他
3	【9ページ 図表10について】 売却・賃貸する場合の不動産業者等の情報提供を希望する56戸に空き家ゼロにサポーターのパンフレットは届いているのだろうか。	建物利活用調査により把握した空き家の管理状況や所有者等の意向に基づき、空き家ゼロにサポーターのパンフレットの配布等も含め、個々の空き家に応じた対策等を実施してまいります。	その他

4	<p>【25ページ (5)空き家を多用途に利活用する場合の支援について】 小規模農地等が付随する空き家等の活用・流通の支援の内容が気になった。どのような支援があるのか。</p>	<p>25ページ「3 活用・流通の促進」(5)空き家を多用途に利活用する場合の支援の7行目以降について、「さらに、小規模農地等が付随する空き家等については、中山間地域空き家バンクへの登録による農地の権利取得のための下限面積の緩和や、住宅に付随する狭小農地の非農地申請など、物件に応じた対応が図れるよう支援していきます。」に修正し、併せて主な取り組み 又 を「小規模農地等が付随する空き家の活用等の支援」に修正します。</p>	反映した意見
5	<p>【24ページ～ 3 活用・流通の促進について】 空き家所有者等に空き家の活用をイメージしていただくために、市が設定した空き家を活用した移住者数などの目標数値を空き家所有者等に示していくことにより、空き家バンクへの登録を促し移住がされた場合に空き家所有者に補助金を交付する。 また、空き家を高齢者施設等の用途での活用を促すために、施設の運営事業者と空き家所有者等の双方に補助金を交付し、金銭だけでなく地域への貢献を実感できるような働きかけが必要である。</p>	<p>24ページ以降の「3 活用・流通の促進」において、空き家バンク制度の充実や空き家の活用及び流通に対する助成、空き家を他用途に利活用する場合の支援について記載しています。 高齢者施設等の用途での活用による地域への貢献については、25ページ「空き家再生等推進事業による支援」等を通じて、地域の活性化へ寄与できる用途での利活用を所有者等に提案してまいります。 なお、新たな補助制度の設定については、空き家対策への効果だけでなく、補助制度の妥当性や公平性等も踏まえ検討してまいります。</p>	既に盛り込み済みの意見
6	<p>【19ページ (2)住宅の継承に不安がある高齢世帯の支援】 相続による空き家の発生を抑制するために、義務化が検討されている相続登記について市民に啓発するとともに、空き家所有者の義務や空き家が地域に及ぼす影響などの情報を提供し、空き家所有のデメリットを正しく理解してもらうことが大切である。</p>	<p>19ページの「1 空き家の発生の抑制（予防）」(2)住宅の継承に不安がある高齢世帯への支援において、相続を契機とした空き家の発生を抑制するための取組を記載しています。 取組にあたっては、相続登記の義務化に関する周知に加え、空き家に起因するトラブルの発生を防止するために所有者等に求められる適正管理についての啓発も図ってまいります。</p>	既に盛り込み済みの意見

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	藤枝市空き家等対策計画（第2次）（案）
意見公表場所	市ホームページ、市役所行政情報コーナー、空き家対策室、問合所、文化センター、各地区交流センター
担当課	<p>藤枝市都市建設部空き家対策室空き家対策担当（担当者 大上） 電話 : 054-631-5750（内線5206） 電子メール : kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp</p>